

【変更日：2023年11月1日版】「内装工事くん利用特約」
新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第2条 (定義)</p> <p>① 「工事業者」とは、内装工事くんを通して、内装工事くん利用者より、原状回復工事案件を受注するイタンジパートナー（第2条第4号に定義。以下同じ。）又は事業者（法人、個人を問いません。）をいいます。</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>① 「工事業者」とは、内装工事くんを通して、内装工事くん利用者より、原状回復工事案件（<u>第2条第3号に定義。以下同じ。</u>）を受注するイタンジパートナー（第2条第5号に定義。以下同じ。）または事業者（法人、個人を問いません。）をいいます。</p>	<p>文言を修正いたしました。</p>
<p>第2条 (定義) (新設)</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>② 「<u>原状回復工事サービス</u>とは、原状回復工事などの業務に関する事業者（法人・個人を問いません。以下「工事業者」といいます。）が提供する以下に掲げる事項の全部または一部のサービスをいいます。</p> <p>イ) <u>原状回復工事</u> ロ) <u>ハウスクリーニング</u> ハ) <u>管理物件に付帯する設備の交換、故障または破損等の不具合対応（以下「修繕工事」といいます。）</u> ニ) <u>上記各事項に付随する業務</u></p>	<p>第2号を新たに追加いたしました。</p>
<p>第2条 (定義)</p> <p>② 「原状回復工事案件」とは、内装工事くん利用者の管理物件において入居者の退去などにより、原状回復工事などを行う必要が生じ、これを工事業者に依頼し原状回復工事を実施する案件をいいます。</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>③ 「原状回復工事案件」とは、内装工事くん利用者の管理物件において入居者の退去などにより、<u>原状回復工事や修繕工事</u>などを行う必要が生じ、これを工事業者に依頼し<u>原状回復工事サービス</u>を実施する案件をいいます。</p>	<p>号数および文言を修正いたしました。</p>
<p>第2条 (定義)</p> <p>③ 「原状回復工事請負契約」とは、内装工事くん利用者と工事業者との間で成立する、各原状回復工事案件に関する請負契約をいいます。</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>④ 「原状回復工事請負契約」とは、内装工事くん利用者または<u>管理物件の所有者</u>と工事業者との間で成立する、各原状回復工事案件に関する請負契約をいいます。</p>	<p>号数および文言を修正いたしました。</p>
<p>第2条 (定義)</p> <p>④ 「イタンジパートナー」とは、当社とイタンジ内装工事くんパートナー契約</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>⑤ 「イタンジパートナー」とは、当社とイタンジ内装工事くんパートナー契約</p>	<p>号数を修正いたしました。</p>

【変更日：2023年11月1日版】「内装工事くん利用特約」
新旧対照表

変更前	変更後	備考
を締結した工事業者をいいます。	を締結した工事業者をいいます。	
附則 2023年2月10日 制定	附則 2023年2月10日 制定 2023年11月1日 改定	本改定日を追記しました。